○入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針

（平成三十年三月三十日経済産業省告示第五十三号）

最終改正　令和八年三月三十一日経済産業省告示第三十六号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第五条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定により入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の全部を改正する告示を次のように定める。

入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針

第１　総論

１　定義

本指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

⑴　入札参加希望者　入札（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第５条から第８条までに規定する手続によるものをいう。以下同じ。）に参加しようとする者をいう。

⑵　入札参加者　法第７条第１項の規定に基づき入札に参加することができる旨の通知を受けた者であって、入札に参加するものをいう。

⑶　入札参加資格　法第５条第２項第３号及び同条第４項第３号に規定する入札の参加者の資格をいう。

⑷　入札参加資格の審査　法第７条第１項の通知に当たって、法第６条の規定に基づき提出された再生可能エネルギー発電事業計画（以下単に「事業計画」という。）が本指針に照らし適切なものであるか否かを審査することをいう。

⑸　このほか、本指針において使用する用語は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号。以下「施行規則」という。)において使用する用語の例による。

２　本指針の適用範囲

本指針は、入札対象となる交付対象区分等及び特定調達対象区分等（以下「入札対象区分等」という。）に係る入札に参加し、又はしようとする者、入札において落札者として決定した者及び落札に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を実施する認定事業者について適用する。

第２　入札の実施に関する基本的事項

１　入札の実施についての基本的考え方

⑴　我が国全体での低コストかつ効率的な再生可能エネルギーの導入を進めるため、全国一律で行うものとする。これまで特定調達対象区分等を対象としていたが、令和４年度より、交付対象区分等を対象に加えて実施するものとする。

⑵　入札における公正かつ適正な競争を促進するため、入札は入札対象区分等ごとに実施することとする。

⑶　事業機会の分散化と入札に係る手続に要する時間を考慮し、太陽光発電設備に係る入札対象区分等の入札は、令和８年度の１年間に４回の実施とする。なお、太陽光発電設備については令和９年度以降は入札対象外となる。陸上風力発電設備に係る入札対象区分等の入札は、令和８年度の１年間に１回の実施とし、着床式洋上風力発電設備に係る入札対象区分等の入札は、令和７年度及び令和８年度の２年間に１回の実施とする。ただし、陸上風力発電設備については、応札量が1,100MWを超えた場合には、同年度内に追加入札を行うこととする。

⑷　入札参加者が行うべき手続の詳細については、本指針及び本指針に基づき入札実施主体が作成する入札実施要綱により定めることとする。入札実施要綱は、入札実施主体のホームページへの掲載その他の方法により公表することとする。

２　入札対象区分等

交付対象区分等のうち入札対象区分等は、出力250kW以上の太陽光発電設備（建築物の屋根に設ける場合を除く。）、出力50kW以上の陸上風力発電設備及び着床式洋上風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号。以下「整備法」という。）第16条第２項第10号に規定する選定事業者が提出した整備法第17条第１項に規定する公募占用計画に係るものを除く。以下同じ。）とする。また、特定調達対象区分等のうち入札対象区分等は、出力250kW以上の太陽光発電設備（建築物の屋根に設ける場合を除く。）、出力50kW以上の陸上風力発電設備及び着床式洋上風力発電設備とする（ただし、再生可能エネルギー発電設備の設置場所が沖縄県又は離島等（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第８号イに規定する離島等をいい、沖縄県に属するものを除く。）に属する場合にあっては、特定調達対象区分等のうち入札対象区分等に該当するものとする。）。なお、太陽光発電設備については、令和９年度以降は入札対象外となる。

３　入札量

入札対象区分等に係る入札量は、それぞれ下記のとおりとする。

⑴　太陽光発電設備

第28回における入札量は91MWとし、第29回から第31回までの入札量は、以下のとおりとする。

ア　前回入札において、応札量が91MW未満となった場合　91MW

イ　前回入札において、応札量が91MW以上入札量未満となった場合　前回入札における応札量

ウ　前回入札において、応札量が入札量以上となった場合　前回入札における入札量に、応札量と落札量の差分の量の55％を加えた量

⑵　陸上風力発電設備

第６回における入札量は700MWとする。ただし、追加入札を実施する場合には、入札量は、第６回入札において落札されなかった容量の40％の量とする。

⑶　着床式洋上風力発電設備

第４回における入札量は190MWとする。

４　供給価格上限額

供給価格上限額は、太陽光発電設備については、第28回9.60円、第29回9.60円、第30回9.60円、第31回9.60円、陸上風力発電設備（第６回）については、14.00円とし、追加入札を実施する場合は、第６回入札の加重平均落札価格又は13.70円のいずれか高い額とする。着床式洋上風力発電設備（第４回）については、非公表とし、入札募集開始の日までに設定することとする。

５　基準価格又は調達価格の額の決定の方法

事業者の予見可能性を高める観点から、落札者が入札した額に基づいて基準価格又は調達価格を決定することとする。したがって、入札に基づく基準価格又は調達価格の額は、落札者が入札した額（円/kWh）とする（当該落札者が適格請求書発行事業者である場合におけ

る調達価格は、消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額、適格請求書発行事業者でない場合における調達価格は、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。また、当該落札者が施行規則第３条の８第２項に規定する発電側託送供給料金の支払者である場合における基準価格又は調達価格は、同項に規定する発電側託送供給料金に相当する額を加えた額とする。）。

６　入札対象区分等に係る交付期間又は調達期間

⑴　太陽光発電設備に係る交付期間又は調達期間

入札対象でない事業用太陽光発電設備と同様、20年間とする。ただし、法第９条第４項の規定に基づく認定（以下単に「認定」という。）を受けた日から起算して３年（認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあっては、５年）を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を交付期間又は調達期間とする。

⑵　陸上風力発電設備に係る交付期間又は調達期間

入札対象でない風力発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して４年（認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあっては、８年）を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を交付期間又は調達期間とする。

⑶　着床式洋上風力発電設備に係る交付期間又は調達期間

20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して４年（認定の申請の際現に当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画について環境影響評価を行っていた場合にあっては、８年）を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を交付期間又は調達期間とする。

第３　入札参加資格の審査のための再生可能エネルギー発電事業計画等

１　事業計画の提出方法

入札参加希望者は、施行規則第４条の規定に基づき、「２　事業計画の提出期間」に規定する期間内に、事業計画及び添付書類を入札実施機関に対して提出（電子情報処理組織（入札実施機関の使用に係る電子計算機と、入札参加者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法によるものを含む。）しなければならない。同一の入札の回において、入札対象区分等に該当する複数の発電設備について入札しようとする入札参加希望者は、発電設備ごとに提出しなければならない。また、落札した場合に速やかに認定を受けることができるよう、入札参加希望者は入札実施機関に提出した書類と同様の書類を経済産業大臣にも提出することとする。

２　事業計画の提出期間

入札参加資格の審査のための事業計画の提出期間は、事業計画の審査に要する期間（原則２週間）、及び入札実施機関が入札に参加できる者に対してその旨を通知するための期間を考慮した上で、入札の回ごとに入札実施要綱においてその期日を定めることとする。

なお、事業計画の提出期間内に入札実施機関に事業計画（添付書類を含む。）が到達しなかった場合は、入札実施機関は当該事業計画を受理しないこととし、入札実施機関はその旨を当該事業計画の提出者に連絡し、当該事業計画を返却することとする。

３　手数料

入札参加希望者は、手数料として、法第７条第９項の規定に基づき政令で定められた額を、事業計画の提出日の翌日から起算して１週間以内に入札実施機関に納付しなければならないこととする。

第４　入札参加資格等

１　入札参加資格に関する基準

入札参加資格に関する基準は、事業計画が、施行規則第５条及び第５条の２（同条第１号及び第４号を除く。）並びに法第９条第４項

第４号に規定する認定に係る基準に適合するものであることとする。なお、施行規則第５条の２第１号に規定する接続の同意に係る基準については、当該同意を得るために一定の期間を要することを考慮し、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。また、同条第４号に規定する許可等の処分の事前取得に係る基準については、認定の申請までの取得を求めるものとし、入札の参加に当たって事業計画が適合すべき基準から除くこととする。

また、施行規則第４条の２の２に規定する要件に該当し、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置が必要となる場合にあっては、当該措置の実施に係る基準を入札の参加資格に関する基準とせず、同令第４条の２の３第２項第７号イからホまで（同号第８号の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる時期に、同条に規定する措置を実施することを求めるものとする。

さらに、入札対象区分等のうち出力2,000kW以上の太陽光発電設備、出力2,000kW以上の陸上風力発電設備及び着床式洋上風力発電設備は、比較的大規模なものであることから、地域住民及びその周辺環境に対する配慮は不可欠である。よって、地域との共生を図るための取組を求めることとし、次に掲げる事項を入札参加資格に関する基準に加えることとする。

⑴　発電設備の設置を予定する場所が属する自治体（都道府県及び市区町村をいう。以下「自治体」という。）に事業計画についての説明を行い、かつ、関係法令及び条例に基づく必要な手続について自治体に確認及び相談を行っていること。

⑵　自治体からの助言又は指導があった場合にあっては、当該助言又は指導を踏まえ適切に対応していること。

その他、入札実施機関に手数料を期限までに納付していることを入札参加資格に関する基準とする。

２　入札参加の可否に関する通知

⑴　入札実施機関は、原則、入札参加資格の審査のための事業計画の提出があった日（当該事業計画が入札実施機関に到達した日）の翌日から起算して１ヶ月以内に、当該事業計画の提出者に対し、法第７条第１項の規定に基づきその入札への参加の可否を通知することとする。同一の入札の回において複数の発電設備について事業計画が提出された場合には、発電設備ごとに通知することとする。

⑵　入札実施機関は、入札に参加することができない旨を通知するに当たって、入札への参加が認められない理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

⑶　入札実施機関は、⑵の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、入札への参加が認められない理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者について入札への参加が認められた場合においては、当該入札に参加することができない旨の通知を取り消し、入札に参加することができる旨を通知することとする。

⑷　入札実施機関は、入札に参加することができる旨を通知した者について、当該通知を行った日から当該通知に係る入札の結果が公表されるまでの間に、当該者が入札参加資格に関する基準に適合しなくなった場合、当該者に対する当該通知を取り消し、入札に参加することができない旨を通知することとする。この通知について、⑶の規定を準用することとする。

第５　入札の実施等

１　入札の実施方法

⑴　入札は、電子情報処理組織を使用する方法により行うこととする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

⑵　入札参加者は、供給価格及びその用いる再生可能エネルギー発電設備の出力について入札する。供給価格については、円単位で、小数点以下第２位まで定めるものとする。なお、同一の入札の回において、複数の発電設備について入札しようとする者は、発電設備ごとに入札することとする。

⑶　入札参加者が⑵の規定に基づき入札した発電設備の出力が、当該入札参加者に係る入札参加資格の審査のための事業計画に記載したものと異なる場合には、当該入札は無効とする。

⑷　入札参加者が「２⑴　第１次保証金」に基づき第１次保証金（「２　保証金」に規定する第１次保証金をいう。）の全額を提供期限までに入札実施機関に提供したことが確認できない場合には、当該入札は無効とする。

⑸　入札に参加することができる旨の通知をした者でない者による入札、入札参加資格の審査のための事業計画に虚偽の記載をした者による入札その他の不正な入札は無効とする。

⑹　入札における最後の順位の落札者の再生可能エネルギー発電設備の出力のうち入札量を超える分について落札がなかったものとされ、当該落札者が「２⑵イ　第２次保証金の提供期限」に規定する期限までに落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したときは、供給価格上限額を超えない供給価格で入札した非落札者（落札者以外の入札参加者をいう。以下同じ。）のうち、低価の非落札者から順次当初の最後の順位の落札者が落札した容量に達するまでの非落札者をもって、１回に限り、改めて落札者（以下「繰上げ落札者」という。）として決定するものとする。なお、同価で入札をした非落札者が２以上ある場合には、くじで繰上げ落札者の順位を決定するものとする。

２　保証金

恣意的に供給価格を低く設定して複数の入札を行うこと等による入札の不正操作や過当な価格競争を防ぎ、適正な入札の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（以下「第１次保証金」という。）を求めることとする。また、入札対象区分等においては、落札者のみが認定を取得し事業実施することが可能となるため、落札者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、落札者に対する保証金（以下「第２次保証金」という。）を求めることとする。

入札参加者は、保証金に相当する額を入札実施機関に提供することを担保する書面（当該保証金に相当する額の提供を担保する者（以下「保証者」という。）が入札実施機関が定めるものに該当する場合に限る。以下「保証書」という。）を入札実施機関に提出することにより、第１次保証金及び第２次保証金の提供に代えることができる。この場合において、入札実施機関は、当該保証書を返還することにより、保証金の返還に代えることとする。また、入札参加者は、保証金の全額を入札実施機関に提供することにより、入札実施機関から当該保証書の返還を受けることができることとする。

なお、同一の入札の回において、複数の発電設備について入札する者は、第１次保証金及び第２次保証金のいずれについても発電設備

ごとに提供することとする。

⑴　第１次保証金

ア　第１次保証金の額

第１次保証金の単価は、500円/kWとする。したがって、入札参加者が入札実施機関に提供すべき第１次保証金の額は、当該入札参加者の当該入札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

イ　第１次保証金の提供期限

第１次保証金の提供期限は、入札参加者が入札を行う日の前日までとする。ただし、当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その直前の平日（土曜日を除く。）を当該期限とする。

ウ　第１次保証金の返還及び第２次保証金への充当

入札実施機関は、入札参加者のうち、落札者として決定した者及び「⑷　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、入札の結果が公表された日の翌日から起算して２週間以内に、当該者が提供した第１次保証金の額を返還することとする。

落札者が提供した第１次保証金は、当該落札者に返還せず、当該落札者が入札実施機関に提供すべき第２次保証金に充当する（落札者が第１次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、当該保証書は当該落札者に返還せず、当該落札者が入札実施機関に提供すべき第２次保証金の一部に係る保証書とみなす）こととする。

⑵　第２次保証金

ア　第２次保証金の額

第２次保証金の単価は、5,000円/kWとする。したがって、落札者が入札実施機関に提供すべき第２次保証金の額は、当該落札者が落札した再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。ただし、「⑴ウ　第１次保証金の返還及び第２

次保証金への充当」の規定により、落札者が第１次保証金として提供した額が第２次保証金に充当される（落札者が第１次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、当該保証書が第２次保証金の一部に係る保証書とみなされる）ため、落札者が第２次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該落札者が提供すべき第２次保証金の額から当該落札者が第１次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

イ　第２次保証金の提供期限

第２次保証金の提供期限は、当該落札に係る入札の結果が公表された日の翌日から起算して２週間以内とする。ただし、年末年始等の期間が含まれる場合には、入札実施機関が当該期間を考慮して定める日までとする。また、繰上げ落札者に係る第２次保証金の提供期限は、入札実施機関が定める日までとする。

ウ　第２次保証金の返還又は翌年度の入札の第１次保証金及び第２次保証金への充当

入札実施機関は、落札者が当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、原則として、当該供給を開始した日の翌日から起算して３カ月以内に、当該落札者が提供した第２次保証金の額を、当該落札者（再生可能エネルギー発電事業者の変更の認定があった場合には、当該変更後の再生可能エネルギー発電事業者をいう。以下このウにおいて同じ。）に返還することとする。ただし、当該落札者が「⑷　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当した場合においては、この限りでない。この場合において、当該落札者が「第６　２　落札者の認定の取得期限」で定める期限までに認定を取得できないときは、当該落札に係る事業計画について当該期限の経過後初めて実施される入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札することを条件に、１回に限り、第２次保証金を繰り越し、当該入札の第１次保証金及び第２次保証金に充当することができる（当該落札者が第２次保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、当該保証書を当該入札の第１次保証金及び第２次保証金に係る保証書とみなすことができる）こととする。

エ　第２次保証金の提供に関する不備等

第２次保証金の提供期限までに第２次保証金の全額が入札実施機関に提供されていることを確認できない場合は、当該落札者の落札は無効とする。

⑶　保証金の免除

ア　入札参加者の再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業が地方公共団体による直接の出資を受けたものである場合又は当該再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第７条第３項に基づく設備整備計画の認定若しくは地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の２第３項に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けたものである場合は、第１次保証金及び第２次保証金のいずれについても免除する。

イ　これまでの入札において次に掲げる理由により辞退がなされた結果として保証金が没収となった案件と同一の案件である場合であって、当該理由に応じてそれぞれ次に定める要件が確認できたときは、没収となった第１次保証金又は第２次保証金の額と同額を第１次保証金又は第２次保証金から免除する。

(ｱ)　当該案件が電源接続案件一括検討プロセスの対象となったこと　既に電源接続案件一括検討プロセスに参加しており当該プロセスにおいて認定取得期限までの接続同意が見込まれること

(ｲ)　当該案件について、系統アクセス業務（電気事業法第28条の４に規定する広域的運営推進機関が策定する広域系統整備計画の内容により入札参加者からの事前相談、接続検討又は契約申込みへの広域的運営推進機関、一般送配電事業者又は配電事業者の回答内容が変わる可能性のあるものに限る。）の回答として暫定的な回答が行われたものの正式な回答を得られないこと　認定取得期限までの接続同意が見込まれること

⑷　保証金の没収に関する事項

ア　没収事由及び没収額

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令（平成29年経済産業省令第５号）第５条に規定する入札実施指針に定める事由（以下「没収事由」という。）は次の表のとおりとし、没収事由に該当した場合に同条の規定に基づき国庫納付すべき額（以下「没収額」という。）はそれぞれ次の表のとおりとする。

	保証金の種類	没収事由	没収額
1	第１次保証金	「１　入札の実施方法⑸」の規定により入札が無効とされたこと。	全額
2	第１次保証金	入札参加者が入札したときから入札の結果が公表されるまでの間に入札参加資格に関する基準のいずれかに適合しなくなったこと。	全額
3	第１次保証金	当該入札参加者が落札したにもかかわらず、第２次保証金の提供期限までに第２次保証金の全額を提供していることが確認できなかったこと（入札における最後の順位の落札者（繰上げ落札者のうち最後の順位の者を含む。）が、入札した発電設備の出力のうち一部について落札がなかったものとされ、その結果により事業を中止した場合を除く。）。	全額
4	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。	全額
5	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を20％以上減少させたこと。	全額
6	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を20％以上減少させたこと。	全額
7	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと。	全額
8	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を３kW以上増加させたこと。	全額
9	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、蓄電池を当該設備に	全額

		係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設したこと（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合に限り、当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該電気の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合又は令和４年４月１日以降に新たに法第９条第４項の認定を受けた場合であって市場取引等によって電気を供給する事業を行う場合を除く。）。	
10	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したこと。	全額
11	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業が施行規則第４条の２の２に規定する要件に該当し、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置が必要となる場合は、同令第４条の２の３に規定する措置を同条第２項第７号イからホまでに掲げる時期に実施しなかったこと。	全額
12	第２次保証金	当該落札に係る事業計画の実施に施行規則第４条の２第２項第７号の２イからホまでに掲げる許可等の処分を必要とする場合は、当該許可等の処分を認定の申請までに受けなかったこと（当該認定の申請までに当該許可等の処分を受けないことに特段の理由があると認められる場合を除く。）。	全額
13	第２次保証金	当該落札に係る事業計画の認定取得期限までに認定を取得しなかったこと(当該事業計画について、当該認定取得期限後に当該事業計画の提出期間が開始する最初の入札に再度参加し、当初の落札価格以下の価格で入札する場合を除く。)。	全額
14	第２次保証金	当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を減少させたこと（当該減少が当該発電設備の出力の20%未満である場合に限る。）。	出力減少分相当額

15	第２次保証金	落札者が第１次保証金及び第２次保証金の提供に代えて入札実施機関に提出した保証書の効力が消滅するまでに、有効な別の保証書の提出がなかったこと（当該保証書の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を入札実施機関に納付した場合を除く。）。	全額
16	第２次保証金	落札者が入札に当たり談合等の不正行為を行ったこと。	全額
17	第２次保証金	落札者たる法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当すること。 ア　当該法人等が暴力団であること、又は当該法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者、又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）であること イ　当該法人等の役員等が、自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること ウ　当該法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること	全額

備考　出力減少分相当額は、次の算式により算出された額とする。

Ａ×Ｘ÷Ｙ

この算式において、Ａ、Ｘ及びＹの意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

Ａ　第２次保証金の額 Ｘ　減少させた出力の値 Ｙ　落札した出力の値

イ　保証書に係る保証債務の履行

入札参加者又は落札者が保証金の提供に代えて入札実施機関に保証書を提出した場合において、没収事由に該当したことにより入札実施機関が当該保証書に係る保証者に当該保証書に係る保証債務の履行の請求を行ったときは、当該保証者は、入札実施機関が定める日までに当該没収事由に係る没収額に相当する額を入札実施機関に提供しなければならないこととする。

⑸　不可抗力事由による第２次保証金没収の免除

大規模災害など落札前には予見することが困難な事象が発生した場合における第２次保証金の没収（落札者が保証金の提供に代えて保証書を提出した場合にあっては、入札実施機関が、当該落札者及び当該保証書に係る保証者に対して没収額に相当する額の提供を求めることをいう。以下この⑸及び⑹において同じ。）による事業リスクを低減し、健全な入札環境を整備するため、落札に係る再生可能エネルギー発電事業について第２次保証金の没収事由に該当する場合であっても、次に掲げるとおり不可抗力事由を適用することにより、第２次保証金の没収を免除することができることとする。

ア　不可抗力事由の範囲

不可抗力事由の範囲は、公共事業等による落札に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の収用、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第２条第１項に規定する災害（以下「激甚災害」という。）による直接の被害及び戦争等の武力の行使による直接の損害等とする。

イ　不可抗力事由の適用による第２次保証金の没収の免除を受けるための要件

落札者が、第２次保証金の没収の免除を受けるためには、「⑸ア　不可抗力事由の範囲」に掲げる不可抗力事由に該当した上で、

次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならないこととする。また、次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する場合にあっては、当該要件を満たしていることについて、経済産業大臣又は入札実施機関が行う現地調査による確認を受けなければならないこととする。

(ｱ)　落札に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の収用が、当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業について第２次保証金の没収事由に該当せざるを得ない程度のものであること。

(ｲ)　激甚災害又は戦争等の武力の行使により、落札に係る再生可能エネルギー発電事業を行う事業者の本社、当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該発電設備若しくはその設置場所に、当該再生可能エネルギー発電事業について第２次保証金の没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること。

(ｳ)　事業計画に、あらかじめ、接続に係る工事費負担金の予定額が記載されている場合であって、接続に係る工事費負担金の額が、落札後に、事業者の責めに帰することができない事由により、当該事業計画に記載された予定額よりも上回ったことを証する書類を提出すること。

ウ　不可抗力事由が適用可能な第２次保証金没収事由

適用することにより第２次保証金の没収を免除することができる不可抗力事由と第２次保証金没収事由の対応関係は、それぞれの事由の性質を踏まえ、入札実施機関が定めるものとする。

⑹　没収通知等に関する事項

ア　第１次保証金の没収通知等

(ｱ)　入札実施機関は、「⑷　保証金の没収に関する事項」の規定に基づき第１次保証金を没収した場合は、その旨を当該第１次保証金に係る入札参加者に対し通知するものとする。

(ｲ)　入札実施機関は、(ｱ)の通知に当たって、その没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(ｳ)　入札実施機関は、(ｲ)の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「⑷　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、(ｱ)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

イ　第２次保証金の没収通知等

(ｱ)　入札実施機関は、「⑷　保証金の没収に関する事項」の規定に基づき第２次保証金を没収した場合は、その旨を当該第２次保証金に係る認定事業者に対し通知するものとする。

(ｲ)　入札実施機関は、(ｱ)の通知に当たって、その没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

(ｳ)　入札実施機関は、(ｲ)の規定に基づき説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「⑷　保証金の没収に関する事項」に規定する事由に該当しないと認められる場合においては、(ｱ)の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

３　落札者決定の通知

入札実施機関は、法第７条第７項の規定により落札者に落札者として決定した旨を通知する場合には、様式第１により行うものとする。

４　入札の結果の公表

入札実施機関は、入札の結果について、原則、当該入札の受付を終了した日の翌日から起算して２週間以内に、次に掲げる事項を入札実施機関のホームページへの掲載その他の方法により公表することとする。

⑴　入札の結果

ア　入札参加資格の審査のために提出された事業計画数の合計

イ　入札件数の合計

ウ　入札された再生可能エネルギー発電設備の出力の合計

⑵　落札の結果

ア　落札者名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

イ　落札に係る供給価格の額（落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置を予定する場所と同一地点を含む場所に設置される再生可能エネルギー発電設備について、当該落札に係る入札の回より前の回（以下「過去入札」という。）において入札があった場合にあっては、過去入札において入札された供給価格及び過去入札において入札に係る再生可能エネルギー発電事業が中止された理由を併せて公表することとする。）

ウ　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力

第６　落札者の認定の申請

１　落札者における認定の申請の期限

落札者は、落札後速やかな認定の取得が求められるため、申請の準備期間等を考慮し、当該落札に係る入札の結果が公表された日の翌日から起算して１ヶ月以内に認定の申請をしなければならないこととする。

２　落札者の認定の取得期限

落札に係る再生可能エネルギー発電事業については、入札の結果が公表された時において調達価格が決定するため、速やかな事業実施を促すべきである。したがって、落札者は、当該落札に係る入札の結果が公表された日の翌日から起算して７ヶ月以内に認定を受けなければならないこととする。

３　落札に係る認定の失効

落札に係る認定事業者が「第７　１　落札者決定の取消事由」に規定する事由に該当した場合、当該落札に係る認定は失効するものと

する。

第７　落札者決定の取消し等

１　落札者決定の取消事由

落札に係る再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該落札者に係る落札者決定を取り消すこととする。

⑴　落札に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。

⑵　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を20％以上減少させたこと。

⑶　落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を20％以上減少させたこと。

⑷　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を増加させたこと。

⑸　落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、当該設備に係る太陽電池の合計出力を３kW以上増加させたこと。

⑹　当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であるときは、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽電池側に新設又は増設したこと（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力よりも大きい場合に限り、当該蓄電池が電気事業者に供給する電気の量を的確に計測できる構造である場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合若しくは当該電気の供給にあたり供給促進交付金の交付を受けない場合又は令和４年４月１日以降に新たに法第９条第４項の認定を受けた場合であって市場取引等によって電気を供給する事業を行う場合を除く。）。

⑺　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の設置の場所を変更したこと。

⑻　当該落札に係る再生可能エネルギー発電事業が施行規則第４条の２の２に規定する要件に該当し、再生可能エネルギー発電事業の実

施に関する事項の内容を周知させるための措置が必要となる場合は、同令第４条の２の３に規定する措置を同条第２項第７号イからホまでに掲げる時期に実施しなかったこと。

⑼　落札に係る事業計画の実施に施行規則第４条の２第２項第７号の２イからホまでに掲げる許可等の処分を必要とする場合は、当該許可等の処分を認定の申請までに受けなかったこと（当該認定の申請までに当該許可等の処分を受けていないことに特段の理由があると認められる場合を除く。）。

⑽　落札に係る事業計画の認定取得期限までに認定を取得しなかったこと。

⑾　落札者が第２次保証金の全額を第２次保証金の提供期限までに提供しなかったこと。

⑿　落札者が第１次保証金及び第２次保証金の提供に代えて入札実施機関に提出した保証書の効力が消滅するまでに、有効な別の保証書の提出がなかったこと(当該保証書の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を入札実施機関に納付した場合を除く。)。

⒀　落札者が入札に当たり談合等の不正行為を行ったこと。

⒁　落札者たる法人等が次のいずれかに該当すること。

ア　当該法人等が暴力団であること又は当該法人等の役員等が暴力団員等であること

イ　当該法人等の役員等が、自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること

ウ　当該法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること

⒂　落札者が経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置を受けていること。

２　落札者決定の取消通知

⑴　入札実施機関は、「１　落札者決定の取消事由」の規定に基づき落札者決定を取り消した場合は、当該落札に係る認定事業者に対し、様式第２によりその旨を通知するものとする。

⑵　入札実施機関は、⑴の通知に当たって、その落札者決定の取消しの理由を付すとともに、通知を行った日から起算して５日以内に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

⑶　入札実施機関は、⑵の説明を求められたときは、原則として、落札者決定の取消しの理由について説明を求めることができる最終日から起算して５日以内に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。説明を求めた者が「１　落札者決定の取消事由」に規定する事由に該当しないと認められる場合においては、⑴の通知を取り消し、その旨を併せて回答するものとする。

附　則

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2　この告示の施行前に実施された入札に関する手続等については、なお従前の例による。

附　則（平成三十一年三月二十九日経済産業省告示第七十五号）

1　この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　この告示の施行前に実施された入札に関する手続等については、なお従前の例による。

附　則（令和元年五月十四日経済産業省告示第三号）

この告示は、令和元年五月十五日から施行する。

附　則（令和元年十二月二十六日経済産業省告示第百五十九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和二年三月三十一日経済産業省告示第六十四号）

1　この告示は、令和二年四月一日から施行する。

2　この告示の施行前に実施された入札に関する手続等については、「第２　入札の実施に関する基本的事項」６⑴に係る部分を除き、なお従前の例による。

附　則（令和三年三月三十一日経済産業省告示第六十五号）

1　この告示は、令和三年四月一日から施行する。

2　この告示の施行前に実施された入札については、なお従前の規定を適用する。

附　則（令和四年四月五日経済産業省告示第九十四号）

1　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に実施された入札については、なお従前の規定を適用する。

附　則（令和五年三月三十一日経済産業省告示第四十八号）

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に実施された入札については、なお従前の規定を適用する。

附　則（令和五年九月十三日経済産業省告示第百十五号）

１　この告示は、令和五年十月一日から施行する。

２　この告示の施行前に実施された入札及びこの告示の施行前に再生可能エネルギー発電事業計画の提出の期限（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第七条第十項の規定に基づき入札の実施に関する業務を行う電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関が定めるものをいう。）が到来する入札については、なお従前の規定を適用する。

附　則（令和六年三月二十九日経済産業省告示第五十七号）

１　この告示は、令和六年四月一日から施行する。

２　この告示の施行前に実施された入札については、なお従前の規定を適用する。

附　則（令和七年三月三十一日経済産業省告示第三十九号）

１　この告示は、令和七年四月一日から施行する。

２　この告示の施行前に実施された入札については、様式に係る改正規定を除き、なお従前の規定を適用する。

附　則（令和八年三月三十一日経済産業省告示第三十六号）

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　この告示の施行前に実施された入札については、なお従前の規定を適用する。

様式第１

年　　月　　日

殿

（入札実施機関）

落札者決定通知書

年　　月　　日に実施した入札の結果、貴殿を落札者として決定したので、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第７条第７項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

なお、入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成３０年経済産業省告示第５３号）において、落札者は第２次保証金を提供することとされており、提供期限までに提供されていることが確認できない場合には、落札者決定が取り消されますのでご留意ください。

記

１．入札ＩＤ

２．落札した再生可能エネルギー発電設備の出力

３．落札価格

４．提供すべき第２次保証金の総額
（このうち、落札者が追加的に納付すべき額）

５．第２次保証金の提供期限

様式第２

年　　月　　日

殿

（入札実施機関）

落札者決定の取消しについて（通知）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第７条第７項の規定に基づき、　年　月　日に通知した落札者決定について、入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成３０年経済産業省告示第５３号）に定める落札者決定の取消し事由に該当すると認められたため、同指針第７の１の規定によりこの落札者決定を取り消し、同指針第７の２（１）の規定に基づき、その旨を通知します。

記

１．取り消された入札ＩＤ

２．取り消した理由

本通知を受けた者にあっては、落札者決定が取り消された理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、本通知を行った日から起算して５日以内に入札実施機関へその旨を記載した書面を提出してください。